

<Bikeep規約>

本Bikeep規約(以下、「本規約」といいます)は、Bikeepに加入する会員(以下、「会員」といいます)株式会社SOX・イエローハット(以下、「当社」といいます)との間で、当社が有料で提供するメンテナンスパック「Bikeep」に関わる一切の事項に適用されます。

1. 本規約の適用・定義

(1)本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- ①本PIT作業契約:会員と当社の間で本規約にもとづいて実施されるPIT作業に関する契約
- ②本PIT作業項目:当社PITにおいて実施するメンテナンスに関する作業項目
- ③契約車両:会員証に記載された車台番号の車両で、会員と当社との本契約により、本PIT作業契約の提供対象となる二輪車両
- ④対象車両:当社の定める本PIT作業契約の申込可能な車両

(2)当社は、本規約に従って本PIT作業を提供します。

また、当社は予告なく本規約を変更することがあります。この場合、当社は変更後の規約に従って本PIT作業を提供します。本規約の変更については、当社ホームページに掲載することにより、会員に通知するものとします。

2. 本契約の申込

(1)申込手続

本契約の申込者は、あらかじめ本規約の遵守を承諾した上で、利用料金を先払いしたうえで申し込む事とします。

当社は、契約車両1台に対し1件、その所有者又は使用者と会員契約を締結するものとします。

対象車両の所有者又は使用者として登録されていない方は、本契約を申し込むことができません。

(2)対象車両

対象車両は原動機付自転車、軽二輪、小型二輪のいずれかで、日本国内で自家用乗用として使用されている車両とします。

ただし、以下の車両については、申し込むことができません。万一、誤って申し込み手続が完了した場合、

当該契約は無効とし、当社は会員に対し、受領済みの利用料金をすみやかに返還するものとします。

また、会員が本PIT作業の提供を受けていたときは、受領済み金額から利用料金を控除して返還するものとします。

- ①レンタルバイク
- ②事業用車両(緑ナンバー、バイク便等使用車両)
- ③3輪車(車検証上で3輪登録、トライク改造車両)
- ④法令に違反している車両
- ⑤競技車両

(3)申込可能期間

本契約は、申込者が希望すれば期間(・車両購入店舗)に関係なく申込が可能です。

(4)会員証

「Bikeep会員証」(以下、「会員証」といいます)はPIT作業開始日、終了日、契約車両の登録番号、車台番号等の必要事項が記入され、発行は当社本部とし店舗での発行は行いません。発送方法は郵送とします。

3. 期間

(1)本契約の期間

本契約の期間は、以下の契約締結日から契約終了日までとします。

- ・契約締結日:第2条(1)項に定める会員が代金を先払いした日
- ・契約終了日:会員証に記載しているPIT作業終了日

(2)本契約のPIT作業提供期間

本契約のPIT作業提供期間は、会員証に記載するPIT作業開始日からPIT作業終了日までとなります。

(3)会員証の記載が上記各規定と異なる場合は、上記各規定に従うものとします。

4. 本契約の適用

(1)本規約の規定は、日本国内においてのみ有効であり、日本国内で使用される車両にのみ運用されます。

日本以外の国において契約車両が使用される場合(又は当社が確認した場合)、当社は本PIT作業の提供はいたしません。

(2)会員が本PIT作業提供のために必要な会員証及び本人確認を求められたにもかかわらず提供しない場合は、本PIT作業が受けられない事があります。

(3)会員は、契約車両につき以下の事項を遵守するものとします。

- ①車両メーカーが示す取扱方法に従った使用
- ②日常点検及び整備(高速走行前の点検を含む)の実施

(4)会員が、本PIT作業の提供を受ける場合には、本契約の提供期間内に当社店舗に直接申込みを行ってください。

申込店舗に契約車両をお持ちいただき、会員証をご提示の上、本PIT作業の実施をお申し付けください。

5. 本PIT作業の内容

会員証内容にもとづき、PIT作業を当社店舗において実施いたします。

6. 本契約が適用されない事項

(1)以下に該当または起因すると判断された場合、本契約は適用されません。

- ①当社以外でのメンテナンス費用
- ②会員の故意・過失(警告表示が表示されたにも関わらず、これに従わなかった場合を含みます)により、生じた追加の費用
- ③法令及び当社が認めていない改造又は架装が行われていた場合
- ④車両メーカーが示す取扱方法と異なる使用がされていた場合
- ⑤第2条(2)項に定める対象車両に該当しない車両であった場合
- ⑥第9条の事由が発生した場合
- ⑦会員から虚偽の申告があった場合、会員からの要求の内容・態様が濫用と認められる場合
- ⑧会員が、法令に定める禁止事項又は遵守義務に違反したために発生した場合
- ⑨一般に走行しない場所での走行、又はレース、ラリーなど過酷な条件下で走行した場合
- ⑩その他本サービスの適用を認めることが社会通念上不相当又は不公正と認められる客観的事由がある場合

(2)本契約は、以下を含みません。

- ①タイヤ、バッテリーなど消耗部品、油脂類の交換・補充に要する代金及び部品代、修理に要する修理代金及び部品代
- ②車検に関わる各種法定費用(自賠責保険料金・重量税印紙代金・検査印紙代金)
- ③納車・引取り費用
- ④代車費用
- ⑤契約車両が使用できないことによる損失(休業補償、営業補償、逸失利益等)

7. 届出事項、変更事項、通知方法

- (1)会員証に記載されている会員の氏名、住所、契約車両の登録番号に変更があった場合、会員はその変更事項を、当社最寄り店舗へ速やかに届け出るものとします。
- (2)会員は、契約車両を譲渡又は廃車する場合は、当社最寄りの店舗へ届け出るものとします。
- (3)会員は、会員証を汚損・紛失した場合は、当社最寄り店舗へお申し出ください。有料にて再発行の手続きを行います。
- (4)当社から会員に通知を行う場合は、会員から当社に届け出がなされている氏名、名称、住所宛に行います。なお、会員がその氏名、名称又は住所に変更があったにもかかわらず、本条(1)項に定める届け出を怠った場合には、当社からの通知は、会員から当社に届け出がなされている宛先への発送をもって、有効に行われたものとみなします。

8. 本契約の譲渡・継承

同一車両に限り、前加入者様より会員証のご返却を条件に権利譲渡をお受けします。
名義変更手数料として1,100円お支払いをお願いします。
(新たな会員証は郵送します。)

9. 本契約の解約・解除・終了

(1)当社都合による本契約の解約

当社は、3ヶ月間の予告期間をもって会員に通知の上、本契約の提供を中止し、本契約を解約することができます。この時、実施期間が経過していない未実施分の代金を契約者と同じ名義口座へ振込にて全額返金します。

(2)当社による本契約の解除

当社は、以下の場合には、何ら通知又は催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。

- ①会員が所定の利用料金を支払っていない場合
- ②申込の際、記載内容について、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ③会員が本契約の利用に関して、違法な行為又は当社との信頼関係を著しく損なう背信的行為を行った場合
- ④会員が本規約の規定に違反し、その違反について当社が重大な違反であると判断した場合

(3)会員都合による本契約の解約

会員による本契約の解約は、以下に該当する場合に限り、支払い済みの利用料金のうち所定の金額を申し出日から60日以内に返還します。契約者は本契約加入車両の乗り換え又は廃車等により、その車両を保有しなくなった場合、契約者の申し出を当社が承諾した時に中途解約が出来る事とします。その際には所定の解約申込書を提出し、合わせて会員証の返還をお願いします。契約者の車両損傷等(不正改造の復元拒否を含む)により定期点検実施が困難と当社が判断した場合はPIT作業未実施分を払い戻す事とします。なお、中途解約手数料は1,100円と市解約金より差し引いた金額を払い戻します。

(4)解約時の必要書類

会員は、本条(3)項の条件を満たし本契約の解約を希望するときには、当社所定の解約申込書を会員証及び会員カードと合わせ当社店舗へ返却をお願いします。当社店舗において書類受領した日をもって本契約は終了するものとします。

(5)契約期間中の本契約の終了

3条(1)項に定める契約期間(契約締結日から契約終了日まで)に、以下の事由が生じた場合、その事由が発生した時点で本契約は、当然に終了するものとします。

- ①契約車両の修理が不可能であると判断された場合
- ②会員が契約車両の正当な所有者又は使用者でなくなった場合
- ③契約車両の登録が抹消された場合
- ④契約車両が第2条(2)項①～⑤に記載される車両の、いずれかに該当することとなった場合
- ⑤本契約締結時に会員が契約車両の使用者であった場合において、会員が契約車両の使用者でなくなった場合ただし、⑤については、実質的な使用者に変更のない次の場合に限り、当社承諾を条件に継承することができます。
 - ・同居の親族間における使用者の変更
 - ・個人事業主と法人間の変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
 - ・法人の組織変更・商号変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
- ⑥個人会員の死亡又は法人会員の解散の場合

(6)本PIT作業提供後に、本契約の解約・解除・終了が判明した場合

本PIT作業提供後に、本契約の解約・解除・終了等の事由により本契約の提供を受ける権利を有していなかった事が判明した場合には、本PIT作業の提供に要した費用については、提供を受けた方の負担となります。

10. 利用料金

- (1)会員は、本契約の利用料金として所定の料金を(ホームページ「利用料金表」参照)申込時に一括して支払うものとします。
- (2)本契約の利用料金の返還については、第9条(1)項、第9条(3)項、第9条(4)項の規定によるものとします。

11. 個人情報の取扱い

(1)当社は、申込書に記載された事項その他の本契約において取得した会員の個人情報(以下、「個人情報」といいます)を、以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ①本PIT作業の提供のため
- ②ご購入いただいた当社製品のアフターサービスを提供するため
- ③当グループ会社におけるフェア、製品情報、イベント等について、電話、e-mail、訪問、DM及びイエローハットグループに関する情報誌発送等によるご案内を行うため
- ④当社の二輪車販売事業における商品・サービスの企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査を行うため
- ⑤社内統計資料作成のため(年齢構成、性別構成等)

- (2)当社は、株式会社イエローハットが管理責任者となり、下記グループ会社との間で、本条(1)項記載の目的及びその他個人情報取得の際に明示する目的のために、会員の個人情報を共同利用することがあります。
グループ会社：株式会社2りんかんイエローハット
- (3)当社は、会員の個人情報を、事前にご本人の同意を得ることなく、第三者(本条(2)項及び(3)項の場合を除く)に提供しません。ただし、人の生命、身体又は財産の保護に必要があり、ご本人の同意を得ることが困難な場合、国の機関又は地方公共団体の要請がある場合、又は法令の定めに基づく場合には、個人情報の第三者提供を行うことがあります。
- (4)会員は、当社に対して本条(1)項③及び④の目的における個人情報の利用停止を求めることができます。

12. 免責

当社は、会員が本PIT作業の提供に関して被った損害については、当社の故意による場合を除き、賠償又は補償の法的責任を負わないものとします。これには地震、噴火、洪水、津波などの自然災害、戦争、クーデター、暴動、テロ活動、騒乱、労働争議など当社の責に帰することのできない事由により、本PIT作業の提供ができない場合が含まれますが、これに限定されるものではありません。

13. 合意管轄裁判所

本契約に関して、当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

14. クーリング・オフ

訪問販売で本契約を申込んだ者(以下、本条では「申込者」といいます)は、有効となった会員証を受領した日を含む8日間(土、日、祝日を含みます)が経過するまでの間、当社の書面を発することにより、無条件に本サービス契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます)ができます。
クーリング・オフの効力は、申込者がクーリング・オフをする旨の書面を発した時に生じます。
クーリング・オフをした場合、申込者が既に本PIT作業の提供を受けている場合でもその対価の支払義務はありません。
また、申込者が既に利用料金を支払っている場合、遅滞なく当社から全額返還を受けることができます。
(クレジット利用の場合は当該クレジット会社の手続きによります)

15. 契約期間中のお乗り換え特典について

Bikeep契約期間中お乗り換えの場合、排気量に応じてQuoカードをプレゼント致します。※Bikeep再加入を必須とさせていただきます。
下取り予定車両の排気量が251cc以上の場合30,000円分、126～250ccの場合20,000円分、125cc以下の場合10,000円分となり、下取り予定車両の本契約の解約手数料(1,100円)はご請求いたしません。
解約金の算出方法はBikeep特別料金にて算出し、次回購入車両の充当にご使用ください。

16. 暴力団等反社会的勢力についての扱い

- (1)本契約の申込者は、その申込時、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はこれらの密接交際者及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者など(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます)に該当しないことを表明し、且つ、会員は、本契約の期間中、これに該当しないことを確約するものとします。
- (2)本契約の申込者及び会員が暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、申込者の認識の有無を問わず、本契約の申込みを拒絶し、又は本契約を無催告で解除することができるものとします。
この場合、当社は、第9条(3)項を準用し、解除日に所定の解約届の提出が完了したものとみなした上で、これにより算出した金額の50%相当額を返還するものとします。

附則

2021年7月21日制定

以上